

## 議案第7号

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次条第1項」の次に「、第8条の3第2項」を加える。

第8条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条第2項を削る。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行う」に改める。

第2条 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第3条 杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等

を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止の

ための訓練を定期的に行う」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条中杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第13条の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）において家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

#### （提案理由）

家庭的保育事業者等における安全計画の策定等に係る規定を設ける等の必要がある。

杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正  
する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の  
一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(連携施設の確保)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項</u>、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(連携施設の確保)</p> <p>第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項_____、第14条第1項から第3項まで、第15条、第16条第1項、第17条及び附則第3項において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に提供され、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、あらかじめ、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利

用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等に他の社会福祉施設等を併せて設置するときは\_\_\_\_\_、必要に応じ、当該家庭的保育事業所等の設備及



祉施設であるものに限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、又は人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第3条による改正（杉並区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する  
条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければな</u></p>	

らない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員  
に対し、安全計画について周知すると  
ともに、前項の研修及び訓練を定期的  
に行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用  
者の安全の確保に関してその保護者と  
の連携が図られるよう、当該保護者に  
対し、安全計画に基づく取組の内容等  
について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期  
的に安全計画の見直しを行い、必要に  
応じて安全計画の変更を行うものとし  
る。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 放課後児童健全育成事業者  
は、利用者の放課後児童健全育成事業  
所外での活動、取組等のための移動そ  
の他の利用者の移動のために自動車を  
運行するときは、利用者の乗車及び降  
車の際に、点呼その他の利用者の所在  
を確実に把握することができる方法に  
より、利用者の所在を確認しなければ  
ならない。

(業務継続計画の策定等)

第13条の2 放課後児童健全育成事業  
者は、放課後児童健全育成事業所ごと  
に、感染症や非常災害の発生時におい  
て、利用者に対する支援の提供を継続

的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うよう努めなければならない。

3 略

(衛生管理等)

第14条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_よう努めなければならない。

3 略